2024年12月施行のDC拠出限度額に関する法令改正に伴うDB規約変更時の行政手続きの変更点

2024年9月25日

© 2024 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

三井住友信託銀行

目次

1 2024年12月の法令改正の内容 3

2 DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性 16

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し 19

4 DB規約変更時に添付する書類の新設 24

5 【参考】基金様および(代表)事業主様において必要となる対応 30

本セミナーでお伝えしたいこと

本セミナーでお伝えしたいこと

2　DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性

- ✓ 2024年12月の法令改正により、DC拠出限度額がDB制度の他制度掛金相当額の水準に応じて調整されます
- ✓ DB制度の変更を検討する際は、DC規約の変更の可能性も想定したうえで、従来以上に余裕をもって、前倒しで行うことが重要となります

3　DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し

- ✓ DB規約変更時の行政手続きが、一部のケースで「届出」から「申請」になるなど、見直されます
- ✓ 見直しの対象となる変更は、従来よりも行政手続きが早期化されますので、留意が必要です

4　DB規約変更時に添付する書類の新設

- ✓ DB規約変更時に、一部のケースで新設された書類を添付することになります
- ✓ 各事業主様に作成いただく書類もありますので、計画的な準備が必要です

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容

- ✓ まずはじめに、2024年12月の法令改正の内容についてご説明いたします
- ✓ 特に本セミナーのテーマとの関連では、DC拠出限度額の見直し内容とその**経過措置の取扱い**がポイントとなります

1 2024年12月の法令改正の内容

- 2024年12月の法令改正により、DC拠出限度額がDB制度などの他制度掛金相当額の水準に応じて調整されます
- ただし、法令改正の施行日（2024年12月1日）において企業型DCおよびDB等の他制度をともに実施している場合は、**経過措置**として終了要件に該当する変更を行うまでDC拠出限度額は維持されます

DC拠出限度額の見直し

2024年12月法令改正前	
企業型DCのみ実施	月額5.5万円
企業型DC及びDB等他制度を実施	月額2. 75万円

法令改正

経過措置あり

2024年12月法令改正後
月額5.5万円 － DB制度などの他制度掛金相当額

DC拠出限度額の経過措置（企業型DCおよびDB等の他制度をともに実施している場合）

施行日
（2024年12月1日）

【DC拠出限度額】
月額2.75万円

経過措置適用中

経過措置
終了

【DC拠出限度額】
月額5.5万円 － 他制度掛金相当額

経過措置終了後

経過措置の終了要件に該当する変更	
DB制度側の変更	DC制度側の変更
➢ 実施事業所の追加 （DB制度の新規発足なども含む） ➢ 実施事業所の減少 （ DB制度の制度終了なども含む） ➢ 給付設計の変更 （財政再計算が必要な場合）	➢ DC掛金算定方法等の見直し

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置の適用単位＞

- 企業型DC制度は厚生年金適用事業所を実施事業所として実施するものであり、規約変更時の労働組合等の同意も実施事業所ごとに取得する取扱いであることなども踏まえて、**経過措置の適用は実施事業所単位**とされています（DB制度の制度単位や企業型DC制度のプラン単位ではありません）
- したがって、DB制度を複数事業所で実施している場合、経過措置の終了要件に該当する変更を実施する事業所のみ経過措置が終了します

DC拠出限度額の経過措置適用単位の例

DB規約変更内容	事業所	適用制度
① 事業所追加 【B事業所追加※】 ※DB/DCを同時に新たに実施する場合の例	A事業所	法令改正前（経過措置適用は継続）
	B事業所	事業所追加 → 法令改正後
② 事業所減少 【B事業所減少※】 ※DBのみ終了する場合の例	A事業所	法令改正前（経過措置適用は継続）
	B事業所	法令改正前（経過措置適用） → 事業所減少 → 法令改正後（経過措置終了）
③ 給付設計の変更 【B事業所のみ変更】	A事業所	法令改正前（経過措置は継続）
	B事業所	法令改正前（経過措置適用） → 給付設計変更 → 法令改正後（経過措置終了）

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜一般的な流れ＞

- 2024年12月以降のDC拠出限度額に関連する年金制度運営の一般的な流れは以下のとおりです（企業型DCおよびDB等の他制度をともに実施している場合）

DC拠出限度額に関連する年金制度運営の一般的な流れ

	概要説明	関連ページ
施行時 （2024年12月1日） 経過措置適用	✓ 施行時に、DC拠出限度額の経過措置が適用されます ✓ DC掛金の拠出限度額超過の有無にかかわらず一律に適用されます ✓ 企業型DC規約にDC拠出限度額の経過措置適用について記載します	7,8
経過措置適用中	✓ 経過措置の適用中は、定例再計算や予定利率の変更などで他制度掛金相当額が変動した場合でも、DC拠出限度額は維持されます	9
経過措置終了	✓ 経過措置の終了要件に該当する変更を行った場合、経過措置の適用が終了し、他制度掛金相当額の水準に応じてDC拠出限度額が調整されます ✓ DB制度の給付設計の変更にあたり、現状の他制度掛金相当額の水準が高い場合や大幅な給付増額を実施する場合は、あらかじめ拠出限度額の超過を想定した検討が必要です ✓ 一方で、他制度掛金相当額の水準が低い場合は、DB制度の変更と合わせてDC掛金の変更（引上げ）が可能です	10,11,12
経過措置終了後	✓ 経過措置の終了後は、定例再計算や予定利率の変更などで他制度掛金相当額が変動した場合でも、変動水準に応じてDC拠出限度額が調整されます	13,14

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜施行時＞

- 2024年12月の法令改正施行時に、DC拠出限度額の経過措置が適用されます
- DC掛金の拠出限度額超過の有無にかかわらず一律に適用されます
  （注）法令改正施行と同時に、経過措置の終了要件に該当する変更を実施する場合を除く

DC拠出限度額の経過措置の適用

具体例

DC拠出限度額を超過している場合

	他制度掛金相当額
DB制度	3.5万円
	＋
企業型DC制度	DC掛金 2.5万円
	＝
	合計 ⊙ 6.0万円

合計が5.5万円を超過していますが、経過措置を適用することにより、法令改正前のDC掛金を維持できます

DC拠出限度額を超過していない場合

	他制度掛金相当額
DB制度	2.8万円
	＋
企業型DC制度	DC掛金 2.5万円
	＝
	合計 ⊙ 5.3万円

合計が5.5万円を超過していませんが、経過措置が適用されます
⇒経過措置の終了要件に該当する変更を実施していないためです

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜施行時＞

- 2024年12月の法令改正施行時に、企業型DC規約にDC拠出限度額の経過措置適用の有無について記載します
- DC拠出限度額の経過措置適用の有無によって行政手続き区分が異なります

企業型DC規約への経過措置の記載（法令改正時）

<table>
<tr><th rowspan="2">他制度</th><th rowspan="2">DC拠出限度額
の経過措置</th><th rowspan="2">2024年12月以降の
DC掛金拠出限度額</th><th rowspan="2">行政手続き区分</th><th colspan="2">企業型DC規約への記載</th></tr>
<tr><th>要否</th><th>記載内容（※1）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">あり</td><td>適用</td><td>法令改正前を維持
《月額2.75万円》</td><td>届出不要</td><td>要</td><td>「旧制度」と記載</td></tr>
<tr><td>適用せず（※2）</td><td>法令改正後を適用
《月額5.5万円－他制度掛金相当額》
<table><tr><th>他制度掛金相当額</th><th>DC拠出限度額</th></tr><tr><td>2.75万円未満</td><td>増加</td></tr><tr><td>2.75万円以上</td><td>減少</td></tr></table></td><td>申請
（規約変更日の2カ月前までに
行政宛に承認申請が必要）</td><td>要</td><td>「新制度」と記載</td></tr>
<tr><td>なし</td><td>（経過措置対象外）</td><td>法令改正前を維持
《月額5.5万円》</td><td>届出不要</td><td>任意</td><td>「旧制度」と記載</td></tr>
</table>

（※1）記載箇所は、規約別表の「拠出限度額の経過措置の適用」欄などです
（※2）法令改正の施行と同時に経過措置の終了要件に該当する変更を行う場合
　　法令改正の施行より後に変更を行う場合も、同様の手続きです（企業型DC規約を「旧制度」から「新制度」に変更）

「確定拠出年金の拠出限度額の見直し（令和6年12月施行）に係る規約変更事務の取扱いに関する参考資料の送付について（令和5年10月16日付 事務連絡）」より
https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001156794.pdf

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置適用中＞

- DC拠出限度額の経過措置の適用期間中は、定例再計算や予定利率の変更などで他制度掛金相当額が変動した場合でも、DC拠出限度額は維持されます

DC拠出限度額の経過措置の適用中

定例再計算を実施する場合

具体例

定例再計算前

DB制度	他制度掛金相当額	2.8万円
	＋	
企業型DC制度	DC掛金	2.5万円
	＝	
	合計	○ 5.3万円

定例再計算

定例再計算後

DB制度	他制度掛金相当額	3.2万円
	＋	
企業型DC制度	DC掛金	2.5万円
	＝	
	合計	○ 5.7万円

合計が5.5万円を超過してしますが、経過措置は継続するためOK

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置終了＞

- 経過措置の終了要件に該当する変更を行った場合、経過措置の適用が終了し、他制度掛金相当額の水準に応じてDC拠出限度額が調整されます
- 他制度掛金相当額とDC掛金の合計が5.5万円を超える場合は、DBの給付設計またはDC掛金の見直しが必要です

経過措置の終了

DB制度の給付設計の変更を実施する場合

具体例

経過措置適用中		経過措置終了後	
DB制度	他制度掛金相当額 3.5万円	DB制度	他制度掛金相当額 4.5万円
＋		＋	
企業型DC制度	DC掛金 2.5万円	企業型DC制度	DC掛金 2.5万円
＝		＝	
	合計 ○ 6.0万円		合計 ✕ 7.0万円

給付設計変更

変更後DB給付水準の再検討/DC掛金引下げが必要

経過措置の終了要件に該当する変更

DB制度側の変更	DC制度側の変更
➢ 実施事業所の追加（DB制度の新規発足なども含む） ➢ 実施事業所の減少（DB制度の制度終了なども含む） ➢ 給付設計の変更（財政再計算が必要な場合）	➢ DC掛金算定方法等の見直し

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置終了＞

- DC掛金の変更も経過措置の終了要件に該当するため、経過措置の適用が終了し、他制度掛金相当額の水準に応じてDC拠出限度額が調整されます
- 他制度掛金相当額とDC掛金の合計が5.5万円を超える場合は、DBの給付設計またはDC掛金の見直しが必要です

経過措置の終了

DC掛金の変更を実施する場合

具体例

経過措置適用中

	他制度掛金相当額
DB制度	3.0万円
	＋
	DC掛金
企業型DC制度	2.0万円
	＝
	合計
	⭕ 5.0万円

DC掛金変更

経過措置終了後

	他制度掛金相当額	
DB制度	3.0万円	
	＋	
	DC掛金	DC掛金
企業型DC制度	2.7万円	2.5万円
	＝	
	合計	合計
	❌5.7万円	⭕5.5万円

経過措置が終了するため、合計5.5万円超はNG

経過措置の終了要件に該当する変更

DB制度側の変更	DC制度側の変更
➢ 実施事業所の追加（DB制度の新規発足なども含む） ➢ 実施事業所の減少（ DB制度の制度終了なども含む） ➢ 給付設計の変更（財政再計算が必要な場合）	➢ DC掛金算定方法等の見直し

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置終了時の留意点＞

- DB制度の給付設計の変更にあたり、現状の他制度掛金相当額の水準が高い場合や大幅な給付増額を実施する場合は、あらかじめ拠出限度額の超過を想定した検討が必要です
- 一方で、他制度掛金相当額の水準が低い場合は、DB制度の変更と合わせてDC掛金の変更（引上げ）が可能です

経過措置の終了時の留意点

具体例

	経過措置適用中		経過措置終了後	
他制度掛金相当額の水準が高い場合	DB制度	他制度掛金相当額 4.0万円	DB制度	他制度掛金相当額 3.5万円
	企業型DC制度	DC掛金 2.7万円	企業型DC制度	DC掛金 2.7万円
	経過措置期間中のためOK	合計 ○ 6.7万円	変更後DB給付水準の再検討/DC掛金引下げが必要	合計 ✕ 6.2万円
他制度掛金相当額の水準が低い場合	DB制度	他制度掛金相当額 1.0万円	DB制度	他制度掛金相当額 1.5万円
	企業型DC制度	DC掛金 2.7万円	企業型DC制度	DC掛金 2.7万円 ↑可能
		合計 ○ 3.7万円	拠出限度額まで余裕あり	合計 ○ 4.2万円

給付設計変更

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, L

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置終了後＞

- 経過措置の終了後は、定例再計算や予定利率の変更などで他制度掛金相当額が変動した場合でも、変動水準に応じてDC拠出限度額が調整されます

経過措置の終了後の運営

定例再計算を実施する場合

具体例

定例再計算前

	他制度掛金相当額
DB制度	2.8万円
	＋
企業型DC制度	DC掛金 2.5万円
	＝
	合計 ○ 5.3万円

定例再計算

定例再計算後

	他制度掛金相当額
DB制度	3.2万円
	＋
企業型DC制度	DC掛金 2.5万円
	＝
	合計 ✕ 5.7万円

変更後DB給付水準の引下げ/DC掛金引下げが必要

一旦経過措置の適用が終了すると、それ以降は経過措置適用中とは異なり、定例再計算や予定利率の変更など、給付設計の変更を行わない場合でも他制度掛金相当額の変動に留意する必要があります
（特に、DC掛金を拠出限度額ギリギリの水準に設定している場合）

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜経過措置終了後＞

- 経過措置の終了後、(一定期間をおいて)さらにDB制度の給付設計を変更する場合も、同様に他制度掛金相当額の水準に応じてDC拠出限度額が調整されます
- 特に、大幅な給付増額を実施する場合は、変更後の他制度掛金相当額の水準に注意が必要です

経過措置の終了後の運営

さらにDB制度の給付設計を変更する場合

具体例

給付設計変更前(経過措置終了後)

DB制度	他制度掛金相当額	2.8万円
	＋	
企業型DC制度	DC掛金	2.5万円
	＝	
	合計	○ 5.3万円

給付設計変更

給付設計変更後(経過措置終了後)

DB制度	他制度掛金相当額	4.0万円
	＋	
企業型DC制度	DC掛金	2.5万円
	＝	
	合計	✕ 6.5万円

変更後DB給付水準の再検討/DC掛金引下げが必要

定例再計算と同様、DB制度の給付設計の際は他制度掛金相当額の変動に留意する必要があります
(特に、大幅な給付増額を実施する場合)

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

1 2024年12月の法令改正の内容＜影響まとめ＞

- 2024年12月の法令改正により、DC拠出限度額がDB制度の他制度掛金相当額の水準に応じて調整されます
- したがって、特にDC拠出限度額の経過措置の終了要件に該当する変更を行う場合や経過措置の終了以降に定例再計算などを実施する場合は、DC拠出限度額を踏まえた検討が必要となります

2024年12月の法令改正の影響（まとめ）

2024年12月法令改正前

DB制度 ✕ 企業型DC制度

DB制度と企業型DC制度は、
直接的には相互に影響なし
（ただし、DBの実施有無はDC拠出限度額に影響）

法令改正

2024年12月法令改正後

DB制度 ⟷ 企業型DC制度

DB制度と企業型DC制度は、
DC拠出限度額を通じて相互に影響あり

法令改正後は、経過措置の終了要件に該当する変更や経過措置終了後の定例再計算などの際に、
DC拠出限度額を踏まえた検討が必要となります

経過措置の終了要件に該当する変更	
DB制度側の変更	DC制度側の変更
➢ 実施事業所の追加（DB制度の新規発足なども含む） ➢ 実施事業所の減少（ DB制度の制度終了なども含む） ➢ 給付設計の変更（財政再計算が必要な場合）	➢ DC掛金算定方法等の見直し

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

2 DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性

✓ 法令改正後は、DB規約変更を検討する際に、DC規約の変更手続きを想定したスケジュールが求められます

2 DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性

- 2024年12月の法令改正により、DC拠出限度額がDB制度の他制度掛金相当額の水準に応じて調整されます
- 法令改正後は、DB制度の給付設計の変更などに伴い、企業型DC制度の掛金水準を変更する場合、DC規約の変更手続きに相応の時間を要するため、従来以上に余裕をもってDB制度の検討を行う必要があります

4月に制度変更を実施するスケジュールの例（その1）

従来と同じ感覚でスケジュールを組むと…

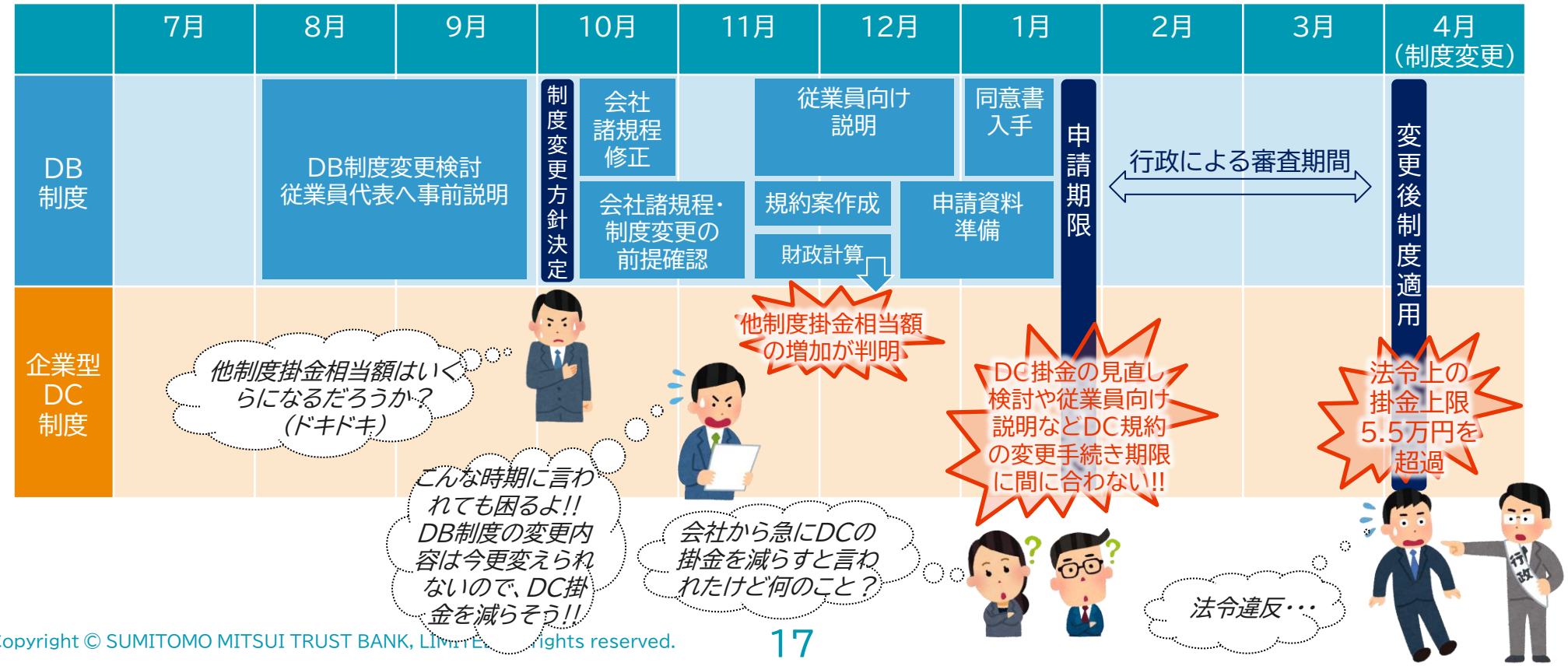

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved.

2 DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性

- DB制度の検討を従来よりも前倒しで行うことで、DC規約の変更手続きを余裕をもって実施することができます
- 他制度掛金相当額の算定結果が判明する前の段階から、現行の他制度掛金相当額やDC掛金の水準を踏まえて、企業型DC制度の変更について検討しておくことが重要です

4月に制度変更を実施するスケジュールの例（その2）

DC規約変更を想定してスケジュールを組むと…

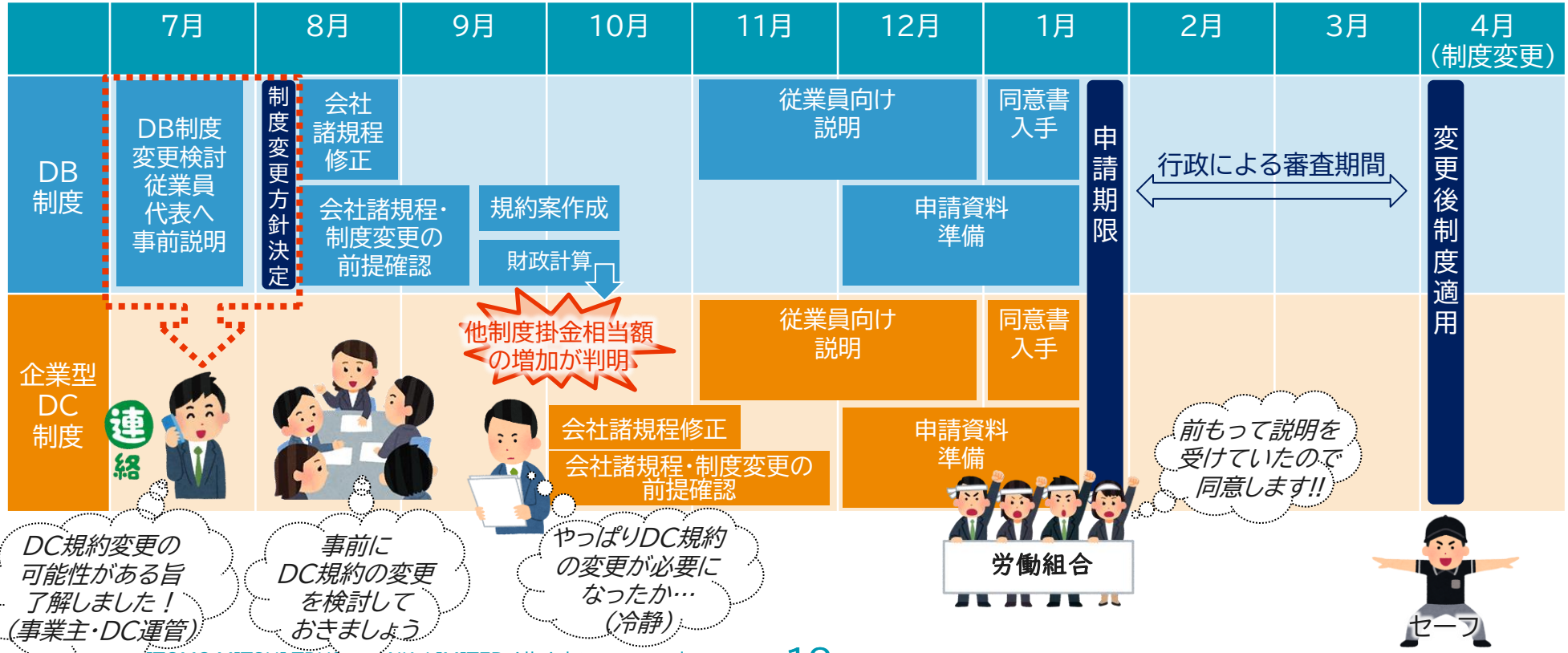

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し

✓ 法令改正後は、DB規約変更時の行政手続きが見直されます
(1)申請範囲の拡大
(2)2カ月前届出の新設

	行政手続き区分	行政宛申請/届出期限
①	申請	2カ月前 →拡大
②	届出	2カ月前 →新設
③		変更日の前日まで(慣行)
④	届出不要	—

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し（（1）申請範囲の拡大）

- 企業型DC制度を実施している場合、単純な給付増額変更（支給率増額など）を行う際に、規約変更日より前の期間分の給付増額を行う場合は、行政手続きは「届出」から「申請」に変更となります

（1）申請範囲の拡大

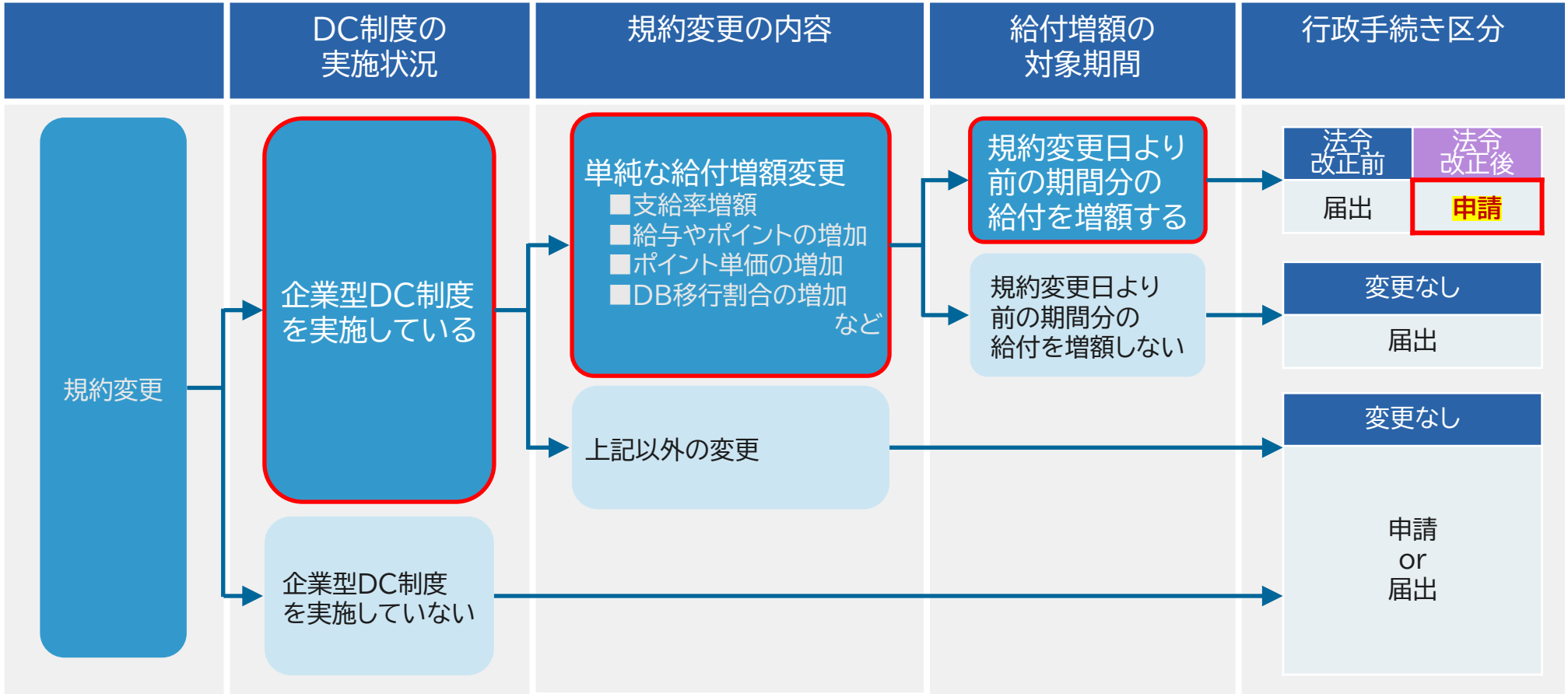

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し（(1)申請範囲の拡大）

（つづき）

(1)申請範囲の拡大【具体例】

具体例（給付の経過措置等は設定しない前提）			補足説明
給付増額内容	法令改正前	法令改正後	
1 支給率増額	届出	申請	支給率の増額は、規約変更日前の給付も増額となるため、申請
2 規約変更日以降の付与ポイント増額	届出	届出	規約変更日前の給付は変更がないため、届出
3 ポイント単価引上げ	届出	申請	ポイント単価の引上げにより、規約変更日前の給付が増額となるため、申請
4 年金給付利率引上げ	申請	申請	年金給付利率の引上げは、法令改正前より申請（法令改正後も申請のまま）

（※）企業型DC制度を実施している前提

(1)申請範囲の拡大【背景】

DC拠出限度額の恣意的な操作を防止するための措置と考えられます

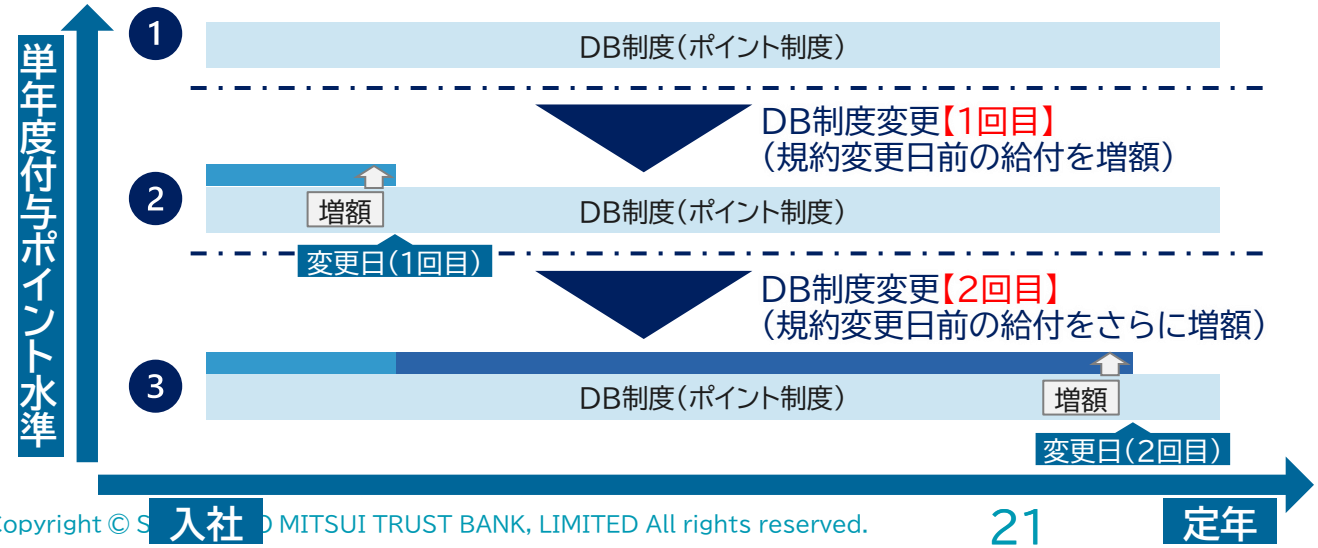

【恣意的な操作の例】
- ✓ 他制度掛金相当額は、将来分の給付水準に応じて算定されます
- ✓ 規約変更日前の給付の増額を繰り返すことにより、以下のとおり他制度掛金相当額の水準は実際の給付水準よりも抑えられます（恣意的操作）
  ⇒恣意的操作を防ぐため「届出」から「申請」へ

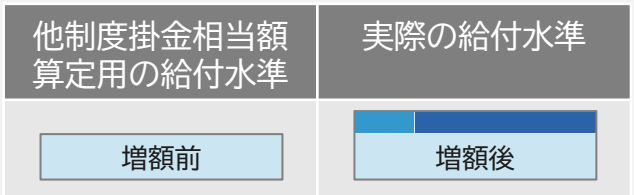

Copyright © S D MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し（（2）2カ月前届出の新設）

- 企業型DC制度を実施しており、経過措置適用中の場合、経過措置終了要件に該当する変更を行う際に、行政手続きが「届出」の場合は、届出期限は「変更日前日」から「概ね2カ月前」に変更となります

（2）2カ月前届出の新設

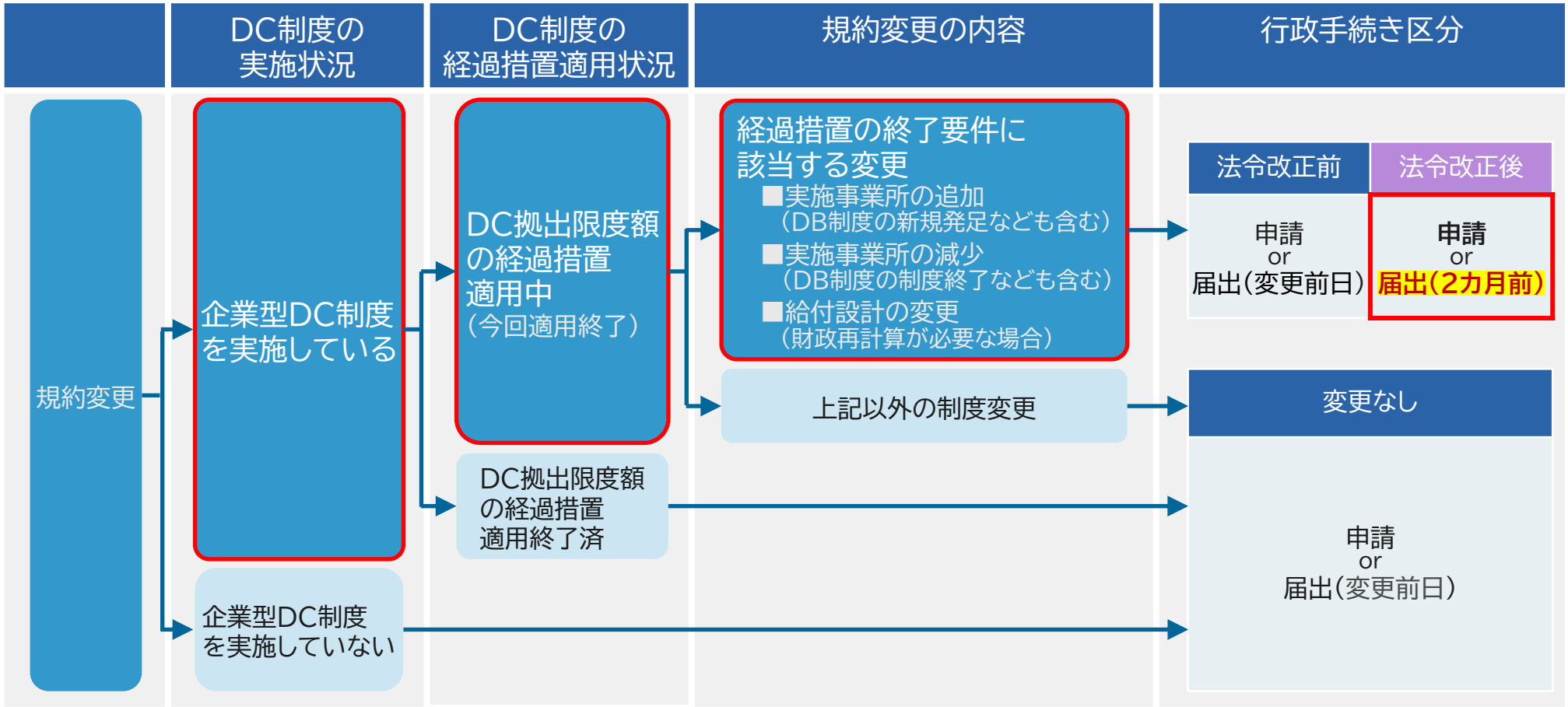

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

3 DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し（（2）2カ月前届出の新設）

（つづき）

（2）2カ月前届出の新設【補足説明】

補足説明	
①	経過措置の終了要件のうち、特に事業所追加/減少については、原則として行政手続きは「届出」となるため、追加/減少の対象事業所について、「DC制度の実施状況」・「DC制度の経過措置適用状況」をすみやかに確認し、届出時期を確定させる必要があります
②	事業所減少のうち、厚生年金保険適用事業所の「全喪」による場合は、「2カ月前届出」の対象外となる旨、厚生労働省に確認済です
③	「2カ月前届出」の対象に該当している場合でも、行政手続き区分が「申請」の場合は、行政手続きの時期（概ね2カ月前）に変更ありません ⇒行政手続き区分が「届出」の場合のみ、行政手続きの時期が変更（前倒し）となります
④	「2カ月前届出」の対象に該当していない場合、従来どおりの届出期限（※）から変更ありません （※）法令上は「規約変更した場合は遅滞なく届け出ること」とされており、具体的な届出期限は明記されていませんが、規約変更日の前日までに届け出ることが慣行となっています

（2）2カ月前届出の新設【背景】

経過措置が終了する企業型DCの規約変更を確実に実施するための措置と考えられます

① 「2カ月前届出」の対象	② 経過措置の終了	③ DC規約の変更
経過措置の適用中に、 終了要件に該当するDB規約変更を行う場合	①のDB規約変更により、 経過措置が終了	②の経過措置の終了にあたり、 DC規約の変更が必要 （「旧制度」から「新制度」に記載内容を変更するなど）

✓「③ DC規約の変更」の行政手続き区分は「申請」のため、申請時期は概ね2カ月前までとされています
✓ 上記を期限内に確実に実施するために、DB規約変更の行政手続き区分が「届出」であっても、届出時期は「概ね2カ月前まで」とされたものと考えられます

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

4 DB規約変更時に添付する書類の新設

✓ 以下の書類が新設されました

新設書類	
申立書	事業主が、厚生労働大臣などに対して「企業型DCの規約変更を行う」旨を申し立てるもの
総括表	申立書の内容などを一覧化したもの（電子ファイルで提出）

4 DB規約変更時に添付する書類の新設

- DC拠出限度額の経過措置を適用中に、終了要件に該当するDB制度変更を行う場合、経過措置が終了するためDC規約の変更が必要となります
- DC規約の変更を確実に実施するため、DB規約変更の際に添付する書類が新設されました

新設書類の添付対象となるDB規約変更

新設書類の添付対象は、経過措置を適用中に、終了要件に該当するDB制度変更を行う場合です
つまり、「2カ月前届出」の対象と同一です

再掲(「2カ月前届出」のご説明用の図(一部省略))

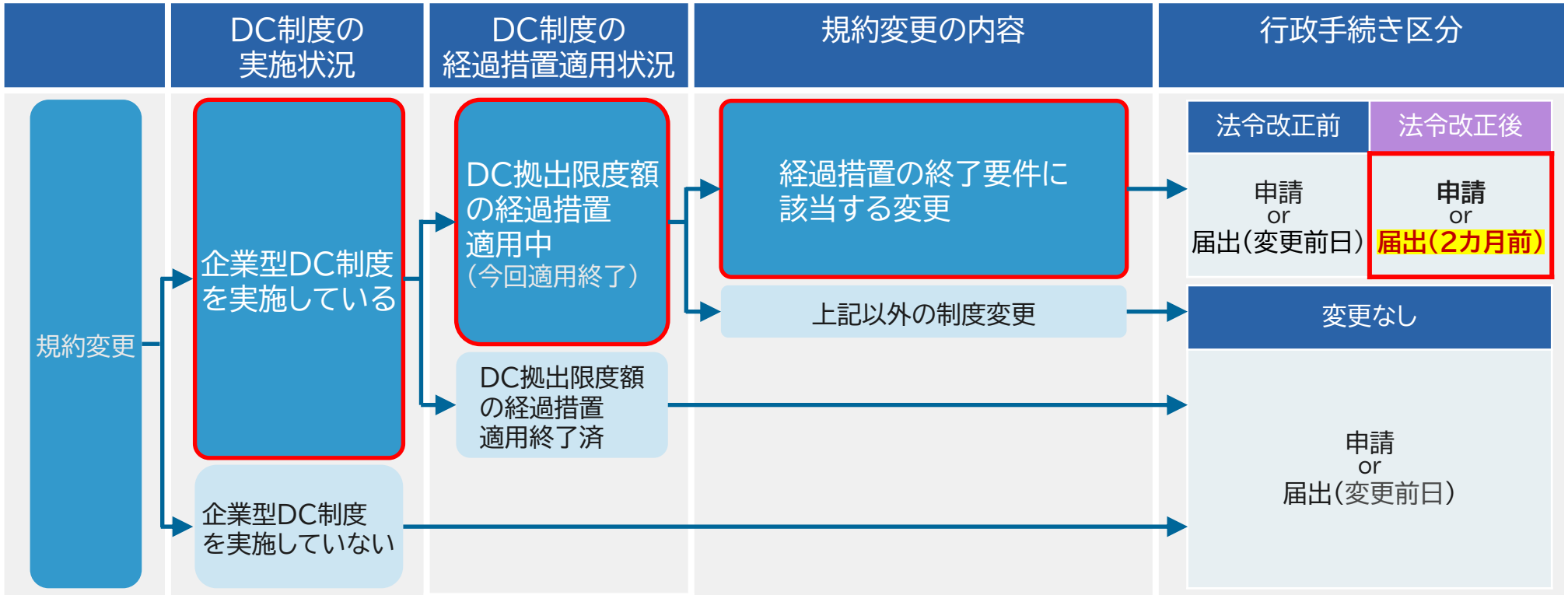

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

4 DB規約変更時に添付する書類の新設

- 新設された書類の添付対象は、経過措置の終了要件に該当する変更を行う事業所のうち、DC拠出限度額の経過措置が終了する事業所のみとなります
- 経過措置の終了要件に該当する変更を行う際に、すべての対象事業所の「DC制度の実施状況」・「DC制度の経過措置適用状況」を確認する必要があります

新設書類の添付対象事業所

【具体例】
第1年金～第3年金のうち、第1年金・第2年金のみを対象として給付設計の変更を行う場合

給付区分	DB実施事業所	給付設計変更対象【対象：○】	DC制度の実施状況【対象：○】	DC制度の経過措置適用状況（変更前時点）【経過措置適用：○】	新設書類の対象事業所【対象：○】
第1年金	A株式会社	○	○	○	○
	B株式会社	○	○		
	C株式会社	○			
第2年金	D株式会社	○	○		
	E株式会社	○			
	F株式会社	○	○	○	○
第3年金	G株式会社				
	H株式会社				
	I株式会社				

✓この例では、結果的に新設書類の対象事業所はA株式会社・F株式会社のみとなります
✓ただし、対象事業所の特定にあたり、第1年金・第2年金のすべての事業所（A株式会社～F株式会社）の「DC制度の実施状況」・「DC制度の経過措置適用状況」を確認する必要があります

特に総合型DBなどにおいて、基金事務局様が各事業所の「DC制度の実施状況」・「DC制度の経過措置適用状況」を正確に把握していない場合は、各事業所にあらためて確認することになるため、計画的な準備が必要です

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

4 DB規約変更時に添付する書類の新設（申立書）

- 新設書類の1つめが「申立書」です
- 経過措置が終了となる事業所の事業主が、厚生労働大臣などに対して「企業型DCの規約変更を行う」旨を申し立てる書類です

「申立書」様式

申　　立　　書

確定給付企業年金の規約の適用（終了する場合も含む。以下同じ。）に伴い、当事業所は、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 13 号）附則第２条第１項第３号イ又は第４号イに掲げる場合に該当するため、下記のとおり、申し立てします。

当事業所が実施する企業型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第２条第２項に規定する企業型年金をいう。）は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第 244 号）附則第２項の企業型年金の拠出限度額に関する経過措置が適用されていましたが、当該確定給付企業年金の規約の適用に伴い、当該経過措置の適用が終了するため、企業型確定拠出年金の規約の変更を行います。

2024年　11月　1日
厚生労働大臣　殿

企業型確定拠出年金規約番号〔　01234567　〕

事業所名称　○○株式会社
事業主名称　○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○
住所　○○県○○市○丁目○番○号

（※　事業所において複数の企業型確定拠出年金を実施している場合は、それぞれの制度について申立書を作成すること。）

✓確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第1項の内容は以下のとおりです

省令附則第2条第1項	
第3号イ	➢ 新たにDBの実施事業所となる場合 ⇒事業所追加
第4号イ	➢ DBの給付設計の変更を行う場合 ⇒給付設計の変更 ➢ DBの実施事業所でなくなる場合 ⇒事業所減少

✓「DB規約の変更に伴い経過措置が終了するため、企業型DCの規約変更を行う」旨の申し立てを行います

✓経過措置が終了となる事業所の事業主が申し立てを行います

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

4 DB規約変更時に添付する書類の新設（総括表）

- 新設書類の2つめが「総括表」です
- 各事業所の「申立書」の内容などを一覧化したものが「総括表」であり、「申立書」と「総括表」の対象事業所は同一です
  ⇒「申立書」の枚数と「総括表」の行数は一致します

「総括表」様式

	①規約番号（基金番号）	②事業主名称	③事業所名称	④給付区分【任意】	⑤企業型ＤＣ規約番号	⑥適用状況【任意】
	A	B	C	D	E	F
1	012345	A	A社 東京	年金１・年金２	27182818	2
2	012345	B	A社 名古屋	年金１	24681012	2
3	012345	C	A社 大阪	年金２	03691215	2

✓項目の名称を記入する行は設けないこととされています
（各事業所の情報を1行目から記入します）

✓「⑥適用状況」の欄は、経過措置の終了要件に応じて以下のとおり記入します
（記入任意項目です）

⑥適用状況	
1	事業所追加
2	給付設計の変更
3	事業所減少

一覧化

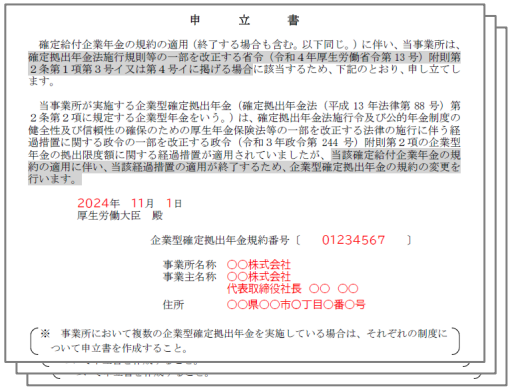
申　立　書

確定給付企業年金の規約の適用（終了する場合も含む。以下同じ。）に伴い、当事業所は、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 13 号）附則第２条第１項第３号イ又は第４号イに掲げる場合に該当するため、下記のとおり、申し立てします。

当事業所が実施する企業型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第２条第２項に規定する企業型年金をいう。）は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和３年政令第 244 号）附則第２項の企業型年金の拠出限度額に関する経過措置が適用されていましたが、当該確定給付企業年金の規約の適用に伴い、当該経過措置の適用が終了するため、企業型確定拠出年金の規約の変更を行います。

2024年　11月　1日
厚生労働大臣　殿

企業型確定拠出年金規約番号〔　01234567　〕

事業所名称　○○株式会社
事業主名称　○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○
住所　○○県○○市○丁目○番○号

※　事業所において複数の企業型確定拠出年金を実施している場合は、それぞれの制度について申立書を作成すること。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

4 DB規約変更時に添付する書類の新設（提出方法）

- 代表事業主様（基金様）にて「申立書」を取りまとめ、「申立書」に基づいて「総括表」を作成します
- 「申立書」は申請/届出書類に添付し書面で提出し、「総括表」は電子ファイルで地方厚生局宛に提出します
- DC制度の運営管理機関が弊社（三井住友信託）である場合は、DC制度の参考情報を提供するなどサポートいたします

新設書類の提出方法

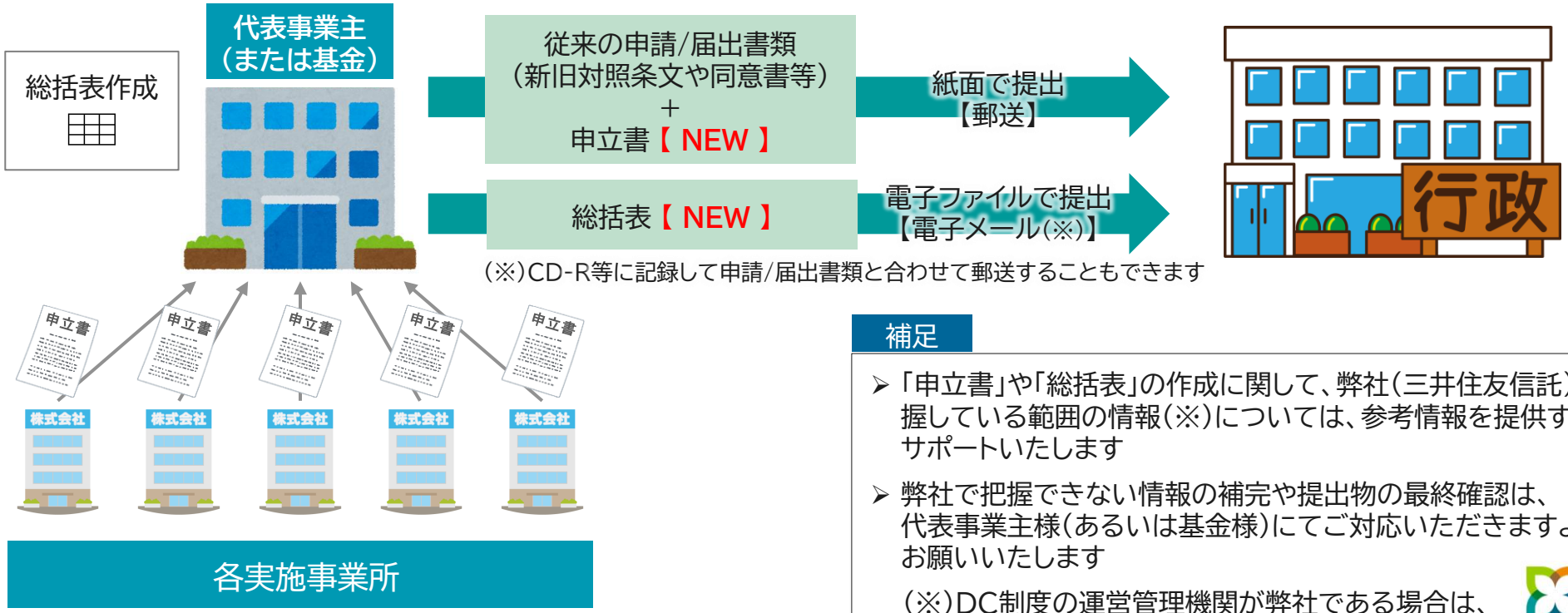

（※）CD-R等に記録して申請/届出書類と合わせて郵送することもできます

補足

- 「申立書」や「総括表」の作成に関して、弊社（三井住友信託）にて把握している範囲の情報（※）については、参考情報を提供するなどサポートいたします
- 弊社で把握できない情報の補完や提出物の最終確認は、代表事業主様（あるいは基金様）にてご対応いただきますよう、お願いいたします

（※）DC制度の運営管理機関が弊社である場合は、DC制度の情報を提供可能です

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

5 【参考】基金様および(代表)事業主様において必要となる対応

- ✓ 基金様および(代表)事業主様において必要となる対応をまとめたものです
- ✓ 詳細は本セミナーの終了後にご確認ください

5 基金様および(代表)事業主様において必要となる対応(その1)

① DC規約変更の可能性を想定したDB制度変更スケジュールでの対応(検討および前提確定時期の前倒し)

- DB制度の変更に伴いDC制度の掛金水準を変更する場合、DC規約の変更手続きにも相応の時間を要するため、従来以上に余裕をもってDB制度変更を検討する必要があります
- DC規約を変更するためには、前提確認に最短でも1カ月、変更規約案の作成に最短でも1カ月程度は必要であり、従業員向け説明などの時間も考慮し、遅くとも規約変更の半年前くらいにDC規約変更に着手すると無理なく規約変更可能です(DC制度の掛金変更に係る規約変更は、規約変更日の2カ月前までに行政宛に申請が必要)

⇒「1 DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性」でご説明済

② DB制度とDC制度の連携の重要性

- 連合型・総合型DBや連合型・総合型DCにおいては、DB制度やDC制度の情報を、代表事業主(あるいは基金)経由で速やかに、お互いの制度関係者に連携することが重要となります
- 各事業主からの能動的な申告の促進に加えて、代表事業主(あるいは基金)が各事業主のDC実施およびDC拠出限度額の経過措置の適用状況を、定期的に一斉確認する仕組みの導入をご検討ください

③ DB等の他制度掛金相当額の算定とDB規約への記載

- 2024年11月1日までに、受託機関と連携してDB等の他制度掛金相当額を算定し、他の掛金額(標準掛金や特別掛金など)と同様にDB規約に記載する必要があります(行政宛届出が必要)
- DB加入者が存在しない(ゼロ人)の閉鎖型DB制度においては、DB等の他制度掛金相当額のDB規約への記載は不要です

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

5 基金様および(代表)事業主様において必要となる対応(その2)

④従業員のうち、iDeco(個人型確定拠出年金)加入者に対する、DB等の他制度掛金相当額などの法改正に係る周知

- 従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、各実施事業所の事業主を通じて、従業員の皆様に対し、以下の事項の周知が求められています

＜周知が必要な事項＞
① DB等の他制度掛金相当額
② PFで不整合が生じた場合の従業員の皆様の相談窓口
③ 他制度掛金相当額が高いDB等に加入する従業員に対して、令和6(2024)年12月以降、iDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

⑤ 企業年金プラットフォーム(PF)への基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録

- 2024年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、毎月、全てのDB等の加入者に関する情報(基礎年金番号・生年月日・性別・掛金相当額など)を企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム(PF)に、登録する必要があります
- PFに登録される情報が適切でない場合、iDeCoに掛金を拠出できないなど、加入者(従業員)の皆様が不利益を被ることになります

⑥ 加入者資格の取得または喪失に係る報告期限の見直し(対象:DBを実施する基金の皆さま)

期限
見直し

- 上記⑤のとおり、毎月末日におけるDBの加入者に関する情報を、翌月末までに企業年金PFに登録する必要があるため、基金の皆様におかれては、当該登録業務が円滑に実施されるよう、事業主との間の加入者情報に係る報告・届出期限について、必要な見直しをお願いいたします

＜事業主から基金への届出＞
➢ 2024年12月からのPFへのデータ登録開始に向けて、DB法施行規則で定める要件は**①30日以内、②翌月の14日までのいずれか早い方**に改正されることにご留意の上、受託機関への期限内の報告が行えるよう、事業主との間で届出期限の見直しをお願いいたします

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

②DB制度とDC制度の連携の重要性（その1）

- 2024年12月以降は、特に、連合型・総合型DBや連合型・総合型DCにおいては、DB制度やDC制度の情報を、代表事業主（あるいは 基金）経由で速やかに、お互いの制度関係者に連携することが重要となります
- DB・DC制度間の相互連携は、前述の「DB等申立書」の事務にも影響します

DB制度の総幹事とDC制度の運営管理機関が異なる場合の情報連携イメージ

<イメージ図>

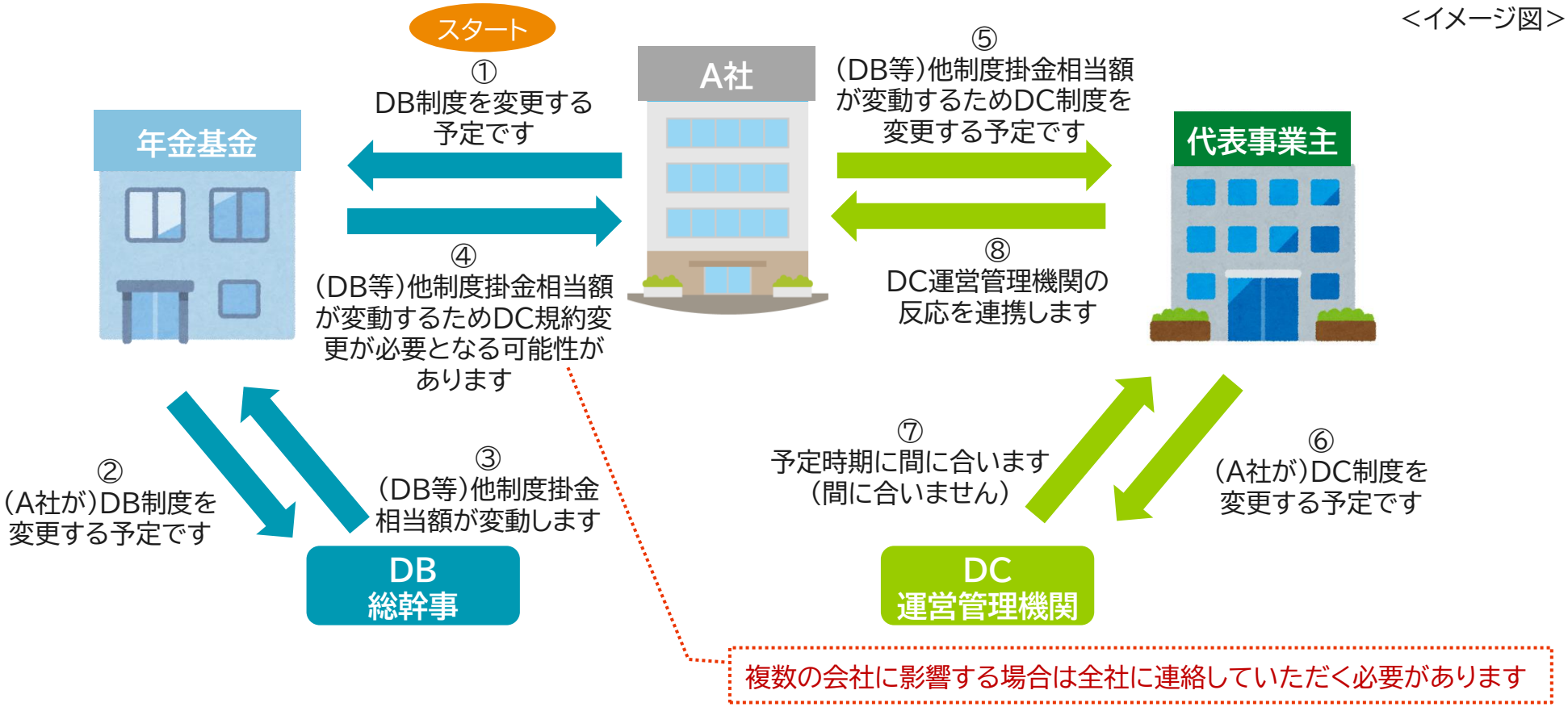

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

②DB制度とDC制度の連携の重要性（その2）

- 2024年12月以降は、DB制度とDC制度間の主体的な情報連携が必要となります
- 「DB制度の総幹事とDC制度の運営管理機関が異なる」場合や「連合型・総合型」の場合は、特に制度間の情報連携が複雑であるため、DBサイドとDCサイドがお互いに連絡し合う体制の構築が求められます

＜イメージ図＞

単独型DB＋単独型DCの場合 ①

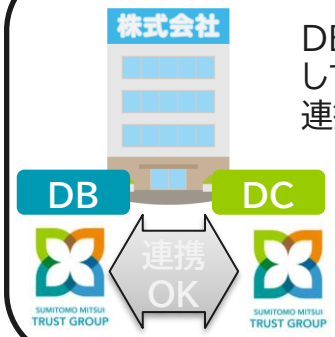

DB制度・DC制度の両方を把握しているため、会社自身で情報連携は容易

DB制度の総幹事とDC制度の運営管理機関が同一の場合は受託機関サイドの連携も可能

単独型DB＋単独型DCの場合 ②

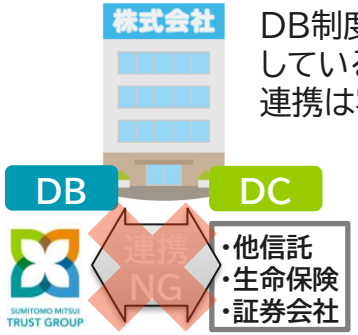

DB制度・DC制度の両方を把握しているため、会社自身で情報連携は容易

DB制度の総幹事とDC制度の運営管理機関が異なる場合は、契約上の守秘義務があるため、受託機関同士の連携はできない

連合・総合型DB＋連合・総合DCの場合

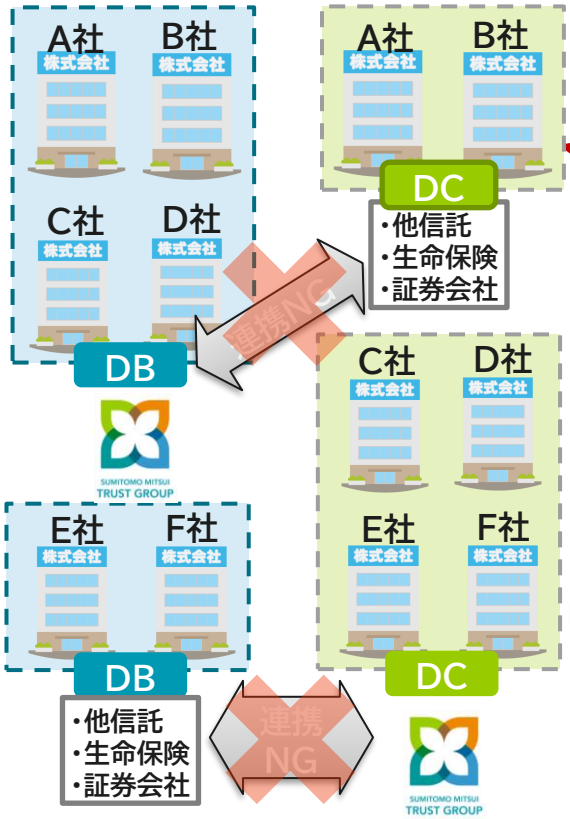

代表事業主や基金が中心となって制度変更を検討する場合は、他の会社への連携が遅れることがある

1社のDB制度変更によりDB制度の掛金の再計算が必要となる場合がある（影響が軽微でない場合）

DB制度の総幹事とDC制度の運営管理機関が異なる場合は、契約上の守秘義務があるため、受託機関同士の連携はできない

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

③DB等の他制度掛金相当額の算定とDB規約への記載

- 2024年11月1日までに、DB等の他制度掛金相当額をDB規約に記載する必要があります
- 当該規約変更は、行政宛の届出が必要です

■DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ

（ https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001154189.pdf ）

2．DB等の他制度掛金相当額の算定と規約への記載

令和６（2024）年11月１日までに、受託機関と連携して**DB等の他制度掛金相当額を算定し、**他の掛金額（標準掛金、特別掛金など）と同様に**規約に記載する必要があります。**

※　詳細については、受託機関とご相談いただきますようお願いいたします。

DB等の他制度掛金相当額とは

企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定します。

具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定します。給付区分ごとに算定するほか、適正な年金数理に基づいて計算するため、簡易な基準に基づくDBを除き、年金数理人の確認が必要です。

規約への記載

DB等の他制度掛金相当額は、令和６（2024）年12月からDCの拠出限度額の算定に反映されることから、**令和６（2024）年11月１日までにDB等の規約に記載してください。**

規約の変更は、円滑な施行の観点から、可能な限り下記の区分に応じて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

① 令和６（2024）年11月１日までに規約変更が予定されているDB等
規約変更に合わせてDB等の他制度掛金相当額を記載

② ①以外のDB等
受託機関とご相談いただき、DB等の他制度掛金相当額が算定されたときに記載

3．従業員の皆様への周知

従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、**令和６（2024）年12月までに、各実施事業所の事業主を通じて、従業員の皆様に対し、DB等の他制度掛金相当額・相談窓口等を周知**していただくよう、**お願いいたします。**

周知をお願いしたい事項

<全ての従業員に対して>

・**DB等の他制度掛金相当額**

※　複数のDB等（私立学校教職員共済制度を含む）に加入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

・**PFで不整合が生じた場合の従業員の皆様の相談窓口**

※　PFに登録された情報との不整合等、情報連携で不整合が生じた場合、国民年金基金連合会から加入者に対してお知らせを送付する予定です。この際、PFに登録されている加入者（従業員）の情報が正しいか確認が必要となりますので、**お知らせを受け取った従業員の皆様が相談できる窓口を、従業員の皆様に周知**していただくようお願いいたします。

<他制度掛金相当額が高いDB等（※）に加入する従業員に対して>

・令和６（2024）年12月以降、iDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

※　企業型DCとDB等を併用している場合は**月2.75万円**を超えるDB等、DB等のみ実施の場合は**月4.3万円**を超えるDB等において、加入者のiDeCo掛金額に影響が生じることがあります。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６（2024）年２月現在

＜ポイント①＞
2024年11月1日までに、DB等の他制度掛金相当額をDB規約に記載する必要がある

＜ポイント②＞
DB等の他制度掛金相当額をDB規約に記載するための規約変更は、行政宛の**届出が必要**

＜ポイント③＞
DB加入者が存在しない（ゼロ人）の閉鎖型DB制度においては、DB等の他制度掛金相当額のDB規約への記載は不要

	他制度掛金相当額の記載
下記以外のDB制度	**必要**
DB加入者が存在しないDB制度	不要
新たにDB加入者資格を取得する者は存在しないものの、2024年12月1日時点ではDB加入者が存在するDB制度	**必要**

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

④iDeco加入者に対する、DB等の他制度掛金相当額などの法改正に係る周知

- 2024年12月以降はiDecoの拠出限度額も変更となるため、iDecoに加入している従業員への周知が必要です（2022年10月、iDeCoに加入できなかった企業型DC加入者もに加入できるよう法改正済）
- なお、iDecoの拠出限度額には、企業型DCのようなDC拠出限度額に係る経過措置は適用されません

■企業型DCを実施する事業主・従業員の皆さまへ

（ https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000823725.pdf ）

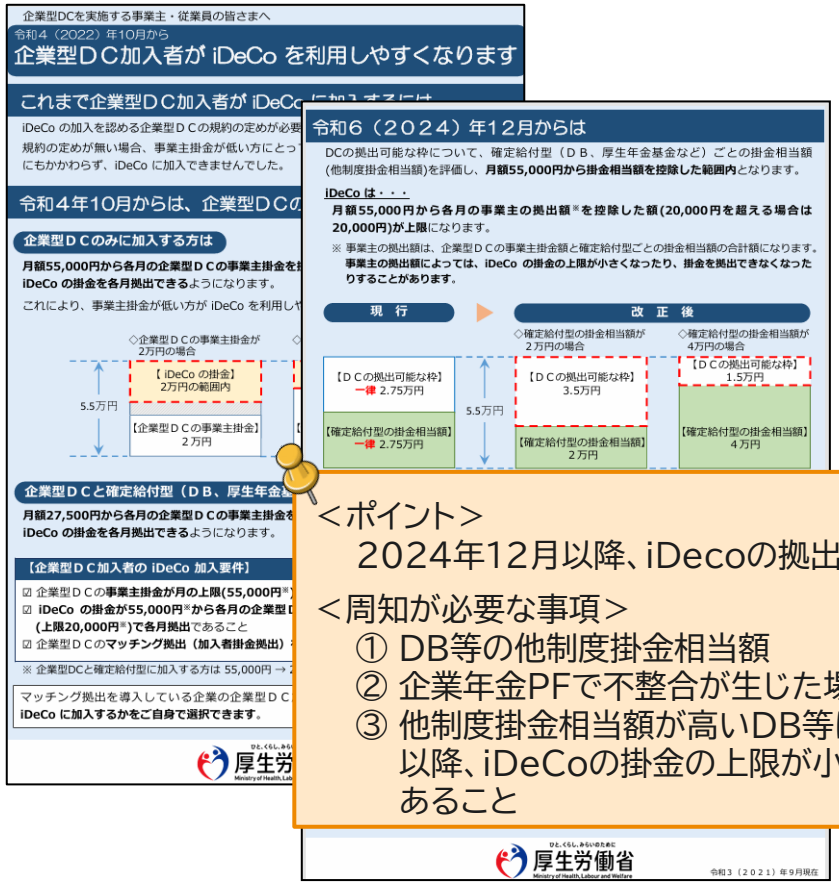

■DB等の他制度に加入している方へ（公務員を含む）

（ https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001252820.pdf ）

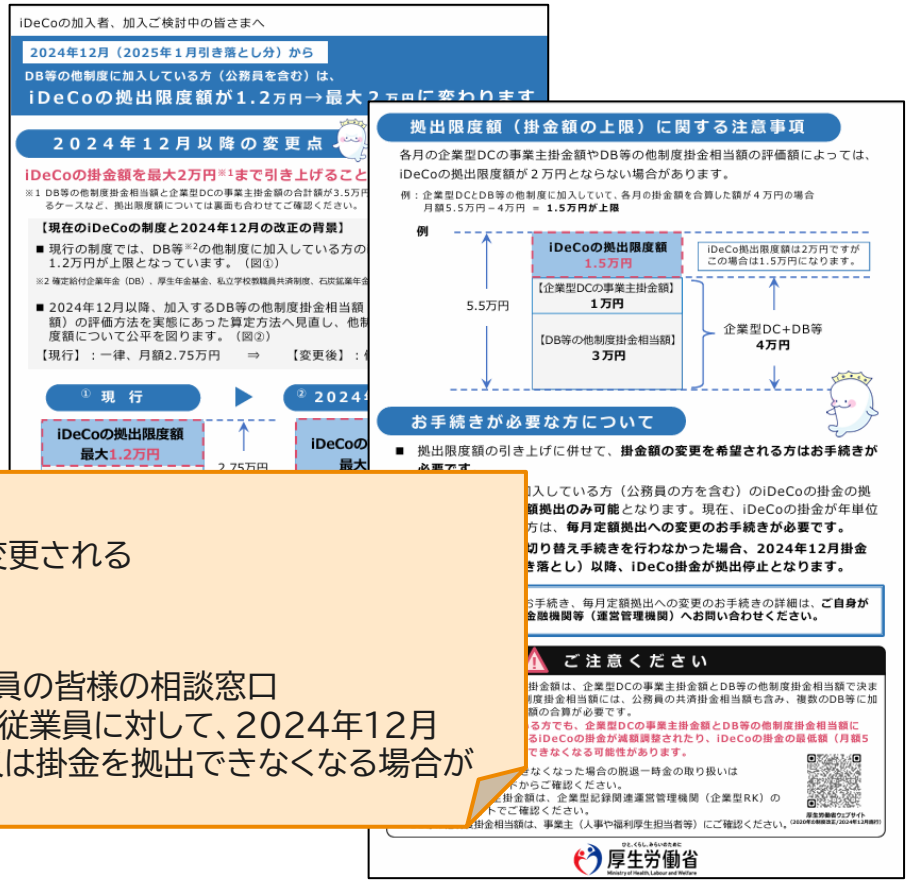

＜ポイント＞
2024年12月以降、iDecoの拠出限度額も変更される

＜周知が必要な事項＞
① DB等の他制度掛金相当額
② 企業年金PFで不整合が生じた場合の従業員の皆様の相談窓口
③ 他制度掛金相当額が高いDB等に加入する従業員に対して、2024年12月以降、iDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

⑤企業年金PFへの基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録（その1）

- 2024年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、毎月、全てのDB等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金PFに登録する必要があります
- PFに登録される情報が適切でない場合、加入者（従業員）の皆様が不利益を被ることになります

■DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ

（ https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001154189.pdf ）

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ

令和６（2024）年12月から企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定が変更されるため、
基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録、
掛金相当額の規約への記載、従業員への周知が必要となります

令和６（2024）年12月より、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金（以下「DB等」という。）に加入している方の企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たり、DB等の他制度掛金相当額を反映することとなります。

企業型DCの拠出限度額　＝　５．５万円　－　DB等の他制度掛金相当額
iDeCoの拠出限度額（上限２．０万円）
＝　５．５万円　－　DCの事業主掛金額　－　DB等の他制度掛金相当額

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様におかれては、基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録、DB等の掛金相当額の算定と規約への記載、従業員の皆様への周知が必要となります。施行日が近づいてきたところ、ご協力のほど、改めてお願い申し上げます。

１．基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録

令和６（2024）年12月から、iDeCoの拠出限度額の管理のため、**毎月、全てのDB等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金連合会が整備する企業年金プラットフォーム（PF）に、登録する必要があります。PFに登録される情報が適切でない場合、iDeCoに掛金を拠出できないなど、加入者（従業員）の皆様が不利益を被ることになります。**

基礎年金番号を含む登録するデータの整備

PFにおける情報連携は加入者の**『基礎年金番号**（注１）**・生年月日・性別』を使用しますので、各実施事業所の事業主と連携し、これらの情報の正確な把握・確認を行い、登録に向けた準備を改めてお願いいたします。**

基礎年金番号は、「資格取得確認・標準報酬決定通知書」（厚生年金資格取得の際に送られる書類・データ）でご確認できます。また、**加入者であれば、自身の基礎年金番号を、基礎年金番号通知書や青色の年金手帳、マイナポータル・ねんきんネット等でご確認できます。**

また、上記手段で確認することが難しい場合は、令和6年５月以降、日本年金機構が提供する「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用できます。（注２）

（注１）基礎年金番号は、原簿の記載事項として、事業主・基金において管理していただく必要があるものです（確定給付企業年金法施行令20条、同法施行規則21条）。
（注２）ご利用を希望する場合は、当該サービスの利用申込みをしていただくほか、事前の準備が必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

企業年金プラットフォームへの月次登録

PFへのデータ登録は、毎月末日におけるDB等の加入者に関する情報を翌月末までに行う必要があります（初回は、令和６（2024）年11月末日の情報を12月末までに登録）。登録作業は、法令に基づき、受託機関から行っていただくこととなります（※）。

受託機関による登録が円滑に実施されるよう、**毎月の加入者に係る変更情報の連携に関して、必要に応じて関係先との間で提出期限の見直し等のご対応を改めてお願いいたします。**

※　DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合は、**DBの代表事業主・基金、厚生年金基金から**データ登録を行っていただくこととなります。

厚生労働省
令和６（2024）年２月現在

＜ポイント①＞
毎月、全てのDB等の加入者に関する情報を企業年金連合会が整備する企業年金PFに、登録する必要がある（注）

＜登録内容＞
基礎年金番号・生年月日・性別・掛金相当額など

＜登録期限＞
PFへのデータ登録は、毎月末日におけるDB等の加入者に関する情報を翌月末までに行う必要があります
（初回は、令和6（2024）年11月末日の情報を12月末までに登録）

（注）DB等の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合は、DBの代表事業主様・基金様・厚生年金基金からデータ登録を行っていただくこととなります（業務を委託している場合は受託機関を経由して登録）

＜ポイント②＞
PFに登録される情報が適切でない場合、iDeCoに掛金を拠出できないなど、加入者（従業員）の皆様が不利益を被ることになります

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

⑤企業年金PFへの基礎年金番号を含む加入者情報の月次登録（その2）

- iDeCoの拠出枠は企業型DCの拠出水準によって決まり、iDeCo加入者の企業型DC加入者情報をiDeCoの実施主体である国民年金基金連合会（国基連）が管理しています
- DC拠出限度額見直し後はDB拠出水準もiDeCo拠出枠に関係することになり、国基連でDBの情報も確認する必要が生じるため、国基連が拠出限度額等の情報を効率的に管理できるよう、DB・企業型DCの加入者情報を登録するための基盤（PF）が構築されます

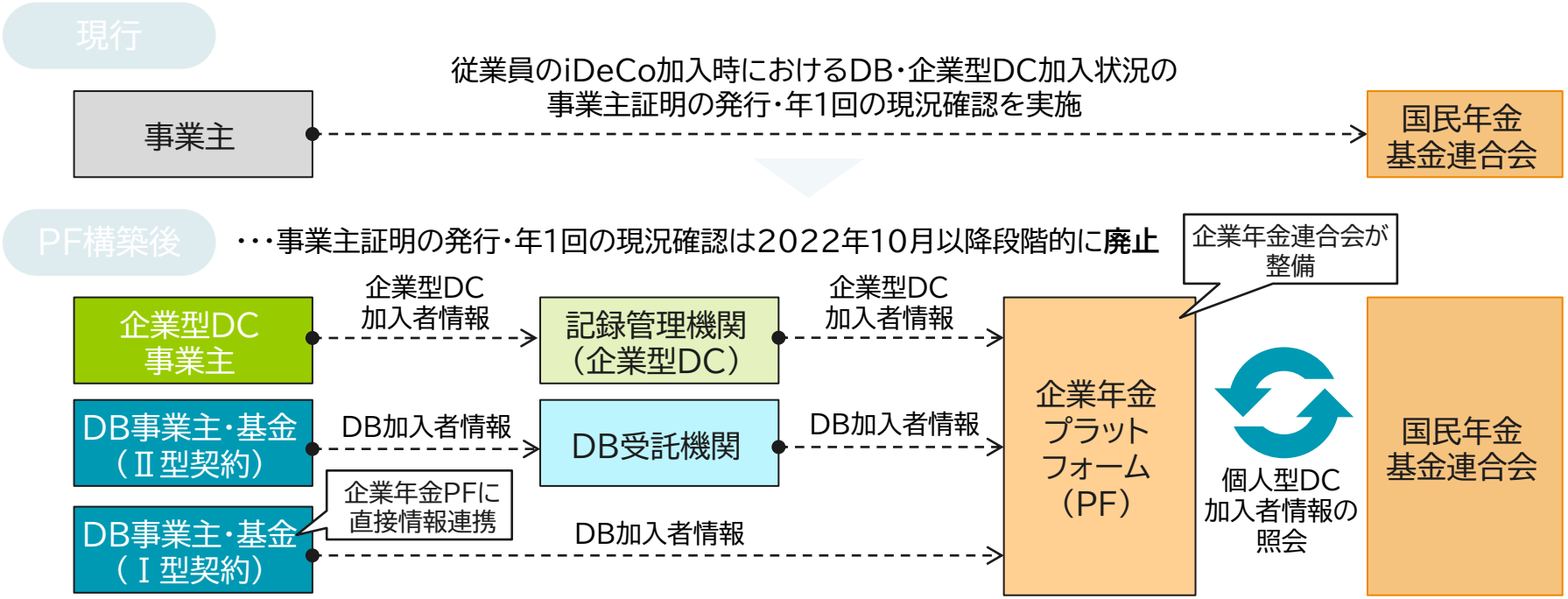

■企業年金PFに登録する主な項目

項目	登録時期	基礎年金番号（※1）	生年月日（※1）	性別（※1）	事業所名称	企業型DC掛金額	マッチング拠出実施有無	掛金相当額
企業型DC加入者情報	22.10以降	○	○	○	○	○	○	○（※2）
DB加入者情報	24.12以降	○	○	○	○			○

（※1）本人識別には基礎年金番号等を用いることとされ、正確な登録を求められています

（※2）企業型DC・DB併用の場合、24年12月以降、登録が必要

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

⑥加入者資格の取得または喪失に係る報告期限の見直し

- 前頁のとおり、毎月末日におけるDBの加入者に関する情報を、翌月末までに企業年金PFに登録する必要があるため、基金の皆様におかれては、当該登録業務が円滑に実施されるよう、事業主との間の加入者情報に係る報告・届出期限について、見直しが必要となる場合があります

■DBを実施する基金の皆さまへ

（ https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001154190.pdf ）

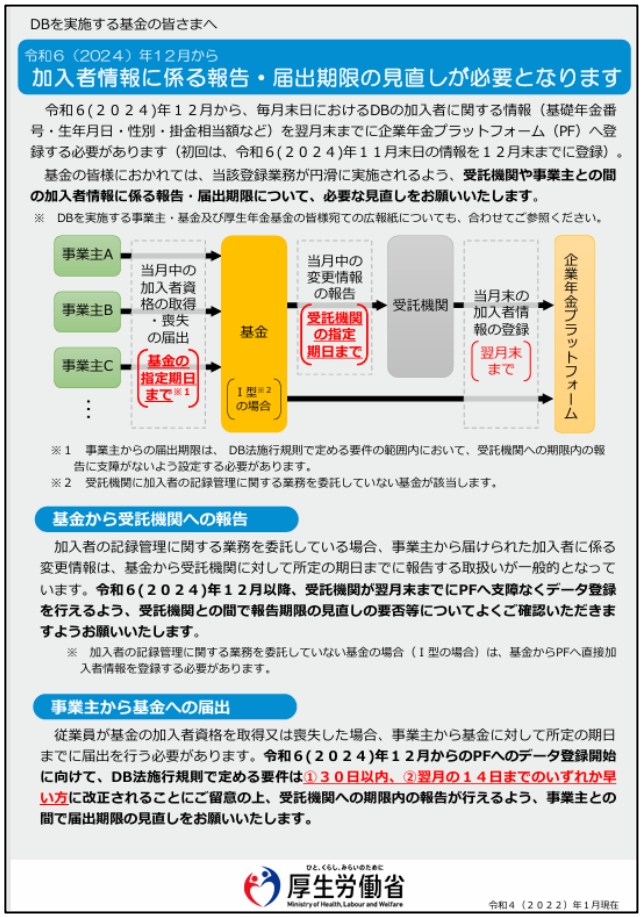

DBを実施する基金の皆さまへ

令和6（2024）年12月から
加入者情報に係る報告・届出期限の見直しが必要となります

令和6(２０２４)年１２月から、毎月末日におけるDBの加入者に関する情報（基礎年金番号・生年月日・性別・掛金相当額など）を翌月末までに企業年金プラットフォーム（PF）へ登録する必要があります（初回は、令和6(２０２４)年１１月末日の情報を１２月末までに登録）。

基金の皆様におかれては、当該登録業務が円滑に実施されるよう、**受託機関や事業主との間の加入者情報に係る報告・届出期限について、必要な見直しをお願いいたします。**

※ DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様宛ての広報紙についても、合わせてご参照ください。

※1 事業主からの届出期限は、DB法施行規則で定める要件の範囲内において、受託機関への期限内の報告に支障がないよう設定する必要があります。
※2 受託機関に加入者の記録管理に関する業務を委託していない基金が該当します。

基金から受託機関への報告

加入者の記録管理に関する業務を委託している場合、事業主から届けられた加入者に係る変更情報は、基金から受託機関に対して所定の期日までに報告する取扱いが一般的となっています。**令和6(２０２４)年１２月以降、受託機関が翌月末までにPFへ支障なくデータ登録を行えるよう、受託機関との間で報告期限の見直しの要否等についてよくご確認いただきますようお願いいたします。**

※ 加入者の記録管理に関する業務を委託していない基金の場合（Ⅰ型の場合）は、基金からPFへ直接加入者情報を登録する必要があります。

事業主から基金への届出

従業員が基金の加入者資格を取得又は喪失した場合、事業主から基金に対して所定の期日までに届出を行う必要があります。**令和6(２０２４)年１２月からのPFへのデータ登録開始に向けて、DB法施行規則で定める要件は①３０日以内、②翌月の１４日までのいずれか早い方に改正されることにご留意の上、受託機関への期限内の報告が行えるよう、事業主との間で届出期限の見直しをお願いいたします。**

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4（２０２２）年1月現在

＜ポイント①＞
受託機関が翌月末までに企業年金PFへ支障なくデータ登録を行えるよう、受託機関との間で報告期限の見直しの要否等についてご確認ください※

※ 加入者の記録管理に関する業務を委託していない基金の場合（Ⅰ型の場合）は、基金からPFへ直接加入者情報を登録する必要があります

＜ポイント②＞
企業年金PFへのデータ登録開始に向けて、DB法施行規則で定める要件は**①30日以内、②翌月の14日までのいずれか早い方**に改正されます

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

本セミナーでお伝えしたいこと（一部追加して再掲）

2　DB規約変更スケジュールの前倒しの重要性

- ✓ 2024年12月の法令改正により、DC拠出限度額がDB制度の他制度掛金相当額の水準に応じて調整されます
- ✓ DB制度の変更を検討する際は、DC規約の変更の可能性も想定したうえで、従来以上に余裕をもって、前倒しで行うことが重要となります

3　DB規約変更時の行政手続き区分・期限の見直し

- ✓ DB規約変更時の行政手続きが、一部のケースで見直されます
- ✓ 見直しの対象となる変更は、従来よりも行政手続きが早期化されますので、留意が必要です

（1）	申請範囲の拡大
（2）	2カ月前届出の新設

4　DB規約変更時に添付する書類の新設

- ✓ DB規約変更時に、一部のケースで新設された書類を添付することになります
- ✓ 各事業主様に作成いただく書類もありますので、計画的な準備が必要です

申立書	事業主が、厚生労働大臣などに対して「企業型DCの規約変更を行う」旨を申し立てるもの
総括表	申立書の内容などを一覧化したもの（電子ファイルで提出）

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

（ご案内）弊社ペーパレス・電子化サービスの拡充について

- 弊社では、お客さまの業務効率化に資するペーパレス・電子化サービスの拡充を進めています
- 各サービスのお申込については、弊社営業担当者までお問い合わせください

弊社電子化サービスの全体像

DB関連の主な業務・帳票

制度管理

規約

数理

資産管理／運用

順次、対象帳票拡大予定

※ CWSでの電子帳票提供開始に伴い、従来のオンライン2.0は24年12月にサービス提供終了を予定しています

信託帳票（CBJ帳票）の電子帳票提供サービス※
CWS

- 報酬計算書（24年度下期取扱開始予定）
- 年金時価資産額報告書
- 資金繰り照会 等
- 資産運用状況表 等

電子署名に対応し双方向での書類授受が可能な
Web取引サービス（年金取引）

- DB規約変更案（24年下期取扱開始予定）
- 数理人費用請求書（24年下期取扱開始予定）
- DB決算・財政計算報告・DBO報告・数理関係書類
- 契約締結前交付書面 重要事項説明書
- 運用協議承諾書（24年度下期取扱開始予定）
- 年金資産支払指図 投資顧問料支払指図（24年度下期取扱開始予定）
- 資産管理通知（移受管・シェア変更等）
- 運用ガイドライン

サービス提供開始予定

電子署名で年金関連契約締結が可能な電子契約サービス
クラウドサイン

複数関係者（含他信託等）による電子署名に向けて調整中（24年下期運営開始予定）

- ・年金信託契約書
- ・年金特定信託契約書
- ・三者間協定書
- ・コンサル・ALM契約書

等

弊社⇒お客さま（書類授受）

お客さま⇒弊社（調印＋書類授受）

弊社⇔お客さま（調印＋書類授受）

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK,

End of Presentation

本日はお忙しい中、貴重なお時間を頂戴いたしましてありがとうございます

Zoomの「退出」ボタンを押していただきますと、アンケートに移りますので、

ご協力いただけますと幸いです